

労働組合法施行令（昭和 24 年政令第 231 号）第 21 条第 1 項の規定により、北海道労働委員会の労働者委員及び使用者委員の候補者の推薦を求める。

令和 4 年（2022 年） 9 月 9 日

北海道知事 鈴木 直道

1 推薦資格を有する者及び推薦手続等

(1) 労働組合の場合

ア 労働者委員候補者を推薦できる労働組合は、北海道の区域内のみに組織を有する労働組合であって、労働組合法（昭和 24 年法律第 174 号）第 2 条及び第 5 条第 2 項の規定に適合するものであること。

イ 上記アの労働組合が労働者委員候補者を推薦しようとするときは、別記様式の推薦書を提出すること。

ウ 別記様式の推薦書の提出に当たっては、労働組合法施行令第 21 条第 3 項の規定により、労働組合法第 2 条及び第 5 条第 2 項の規定に適合する労働組合であることの北海道労働委員会の資格証明書を添付すること。

(2) 使用者団体の場合

ア 使用者委員候補者を推薦できる使用者団体は、北海道の区域内のみに組織を有し、労働問題を主要な業務として取り扱う使用者団体であること。

イ 上記アの使用者団体が使用者委員候補者を推薦しようとするときは、別記様式の推薦書を提出すること。

(3) 任期

任命の日から 2 年間

2 被推薦資格を有する者

(1) 労働組合法(昭和 24 年法律第 174 号)第 19 条の 4 第 1 項に規定する欠格条項に該当しない者であること。

(2) 選任時（令和 4 年（2022 年）12 月 1 日現在）年齢が満 69 歳以下であること。

(3) 北海道労働委員会における在任期間が 10 年以内であること。

3 推薦候補者の数

別段の制限はない。

4 推薦期間

令和 4 年（2022 年）9 月 9 日（金）から令和 4 年（2022 年）10 月 14 日（金）まで

5 推薦書の提出先

北海道経済部労働政策局雇用労政課

〒060-8588 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目

（労働組合にあっては、（総合）振興局産業振興部商工労働観光課に提出することができる。）

6 その他

不明な点については、北海道経済部労働政策局雇用労政課雇用労政係に照会すること。